



発行 新潟県

第60号

平成24年8月3日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 971 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2及び第5条の3により知事が定める額の一部改正(総務事務センター)
- 972 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2により知事が定める金額の一部改正(総務事務センター)
- 973 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2により知事が定める施設の一部改正(総務事務センター)
- 974 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 975 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 976 公金の収納及び支払事務を委託している受託者の住所及び名称変更(経営普及課)
- 977 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 978 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 979 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 980 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 981 公共測量の実施通知(監理課)
- 982 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 983 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 984 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民生活課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民生活課)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民生活課)
- 特定調達契約の落札者等(営繕課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

教育委員会規則

- 5 新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則(高等学校教育課)

教育委員会訓令

- 8 新潟県教育委員会事務委任規程の一部改正(教育庁総務課)
- 9 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正(教育庁総務課)
- 10 新潟県立学校職員服務規程(高等学校教育課)

告 示

◎新潟県告示第971号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のとおり改正する。

平成24年 8 月 3 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,613円</u>	<u>12,954円</u>	20歳未満	<u>4,317円</u>	<u>12,750円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,028円</u>	<u>12,954円</u>	20歳以上25歳未満	<u>4,920円</u>	<u>12,750円</u>
25歳以上30歳未満	<u>5,648円</u>	<u>13,090円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,565円</u>	<u>13,028円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,208円</u>	<u>15,944円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,090円</u>	<u>16,028円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,647円</u>	<u>18,498円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,539円</u>	<u>18,500円</u>
40歳以上45歳未満	<u>6,925円</u>	<u>21,685円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,749円</u>	<u>22,065円</u>
45歳以上50歳未満	<u>6,903円</u>	<u>23,524円</u>	45歳以上50歳未満	<u>6,688円</u>	<u>23,750円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,551円</u>	<u>24,551円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,274円</u>	<u>24,409円</u>
55歳以上60歳未満	<u>5,757円</u>	<u>23,052円</u>	55歳以上60歳未満	<u>5,549円</u>	<u>23,183円</u>
60歳以上65歳未満	<u>4,602円</u>	<u>19,090円</u>	60歳以上65歳未満	<u>4,629円</u>	<u>20,754円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,950円</u>	<u>15,247円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,940円</u>	<u>15,217円</u>
70歳以上	<u>3,950円</u>	<u>12,954円</u>	70歳以上	<u>3,940円</u>	<u>12,750円</u>

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第972号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額）の一部を次のとおり改正する。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10万4,290円</u> を超えるときは、 <u>10万4,290円</u> ）	常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10万4,530円</u> を超えるときは、 <u>10万4,530円</u> ）
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万6,600円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>5万6,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万6,720円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>5万6,720円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>5万2,150円</u> を超えるときは、 <u>5万2,150円</u> ）	随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>5万2,270円</u> を超えるときは、 <u>5万2,270円</u> ）
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき	月額 <u>2万8,300円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、当該介護に要する費用として支出された額）		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき	月額 <u>2万8,360円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、当該介護に要する費用として支出された額）

<p>あるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,300円</u> 以下であるときに限る。）</p>	<p>あるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,360円</u> 以下であるときに限る。）</p>
--	--

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成24年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第973号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2第3号の規定により、平成8年7月新潟県告示第1825号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の規定により知事が定める施設）の一部を次のとおり改正する。

平成24年 8 月 3 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2第3号の規定により、知事が定める施設を次のとおり定めた。</p> <p>1 知事が定める施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2第3号の規定により、知事が定める施設を次のとおり定めた。</p> <p>1 知事が定める施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定により、なお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）</u></p>

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成24年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第974号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成24年 8 月 3 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
あきば調剤薬局	燕市秋葉町1-2-25	精神通院医療	平成24年8月1日

◎新潟県告示第975号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
クオーツ調剤薬局	長岡市大島本町5-113-2	精神通院医療	平成24年8月1日
有限会社さくら調剤薬局	上越市本町1丁目4番7号	精神通院医療	平成24年8月1日
くるみ調剤薬局	上越市高土町2-12-16	精神通院医療	平成24年8月1日
トモエ薬局高田店	上越市大字樋場2街区1-1	精神通院医療	平成24年8月1日

◎新潟県告示第976号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により委託している林業・木材産業改善資金の貸付けに係る公金の収納及び支払の事務について、委託している受託者の住所及び名称を次のとおり変更した。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

「新潟市川端町2丁目9番地 新潟県森林組合連合会」を「新潟市西区曾和521番地3 新潟県森林組合連合会」に改める。

「新発田市中央1-4-17 さくら森林組合」を「新発田市中倉48番地2 さくら森林組合」に改める。

「魚沼市湯之谷芋川568番地 湯之谷村森林組合」を「魚沼市湯之谷芋川568番地 湯之谷地域森林組合」に改める。

◎新潟県告示第977号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の越路原土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年8月3日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	長岡市東谷3320番地	木曾 寿人 (理事長)
〃	〃 東谷3187番地	木曾 健太郎
〃	〃 不動沢1496番地7	酒井 忠夫
〃	〃 沢下条丙112番地3	田中 藤雄
〃	〃 飯塚1212番地乙	平石 博

// // 飯塚711番地 田中 眞一
 // // 来迎寺甲1190番地 丸山 行雄
 // 小千谷市片貝町3788番地2 安達 信
 監事 長岡市東谷3137番地 高橋 敬
 // // 飯塚1319番地乙 小林 勇一郎
 就任年月日 平成24年6月29日

2 退任

理事 長岡市東谷3320番地 木曾 寿人
 (理事長)
 // // 東谷3137番地 高橋 敬
 // // 岩田2809番地 荒川 勳
 // // 沢下条丙112番地3 田中 藤雄
 // // 飯塚1163番地 平石 光男
 // // 飯塚711番地 田中 眞一
 // // 来迎寺甲1190番地 丸山 行雄
 // 小千谷市片貝町3788番地2 安達 信
 監事 長岡市東谷3187番地 木曾 健太郎
 // // 飯塚1319番地乙 小林 勇一郎
 退任年月日 平成24年6月28日

◎新潟県告示第978号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年8月3日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事 長岡市城之丘1170番地 関本 猛
 (理事長)
 // // 寺泊戸崎843番地 池浦 章雄
 // // 寺泊敦ヶ曾根806番地 原田 佐太夫
 // // 島崎4904番地5 本間 操
 // // 寺泊郷本355番地1 笠原 正信
 // // 寺泊夏戸774番地 成田 純一
 // // 寺泊五分一347番地 金子 厂
 // // 寺泊年友2426番地 早川 礼男
 // // 島崎394番地1 早川 清三郎
 // // 上桐2018番地 小川 文夫
 // // 両高1462番地 小林 博
 // // 寺泊竹森2490番地 宮田 康男
 // // 寺泊鱒口102番地 早川 正志
 // // 寺泊高内104番地 遠藤 富三雄
 // // 寺泊当新田1674番地 佐藤 潔
 監事 長岡市寺泊田頭642番地 関根 豊和
 // // 荒巻751番地 阿部 勝栄
 // // 寺泊裕田30番地 金子 進
 就任年月日 平成24年7月18日

2 退任

理事 長岡市寺泊下桐2078番地 小潟 晃
 (理事長)
 // // 城之丘1170番地 関本 猛
 // // 寺泊敦ヶ曾根806番地 原田 佐太夫

〃	〃	寺泊戸崎843番地	池浦 章雄
〃	〃	島崎4904番地 5	本間 操
〃	〃	寺泊本山264番地	和田 茂
〃	〃	寺泊竹森2028番地	山田 篤
〃	〃	寺泊高内104番地	遠藤 富三雄
〃	〃	寺泊蛇塚328番地 3	小林 勤
〃	〃	寺泊五分一347番地	金子 厂
〃	〃	島崎394番地 1	早川 清三郎
〃	〃	寺泊年友2426番地	早川 礼男
〃	〃	寺泊郷本355番地 1	笠原 正信
〃	〃	和島北野1068番地	丸山 茂久
〃	〃	両高1462番地	小林 博
監事	長岡市	寺泊北曾根409番地	加納 英雄
〃	〃	上桐2018番地	小川 文夫
〃	〃	寺泊田頭642番地	関根 豊和
退任年月日	平成24年 7月17日		

◎新潟県告示第979号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、十日町市の川西土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年8月3日

新潟県十日町地域振興局長

1 就任

理事	十日町市	仁田3444番地	田中 茂夫 (理事長)
〃	〃	上野甲1342番地 1	今井 徳太郎
〃	〃	中仙田甲569番地	南雲 瑞男
〃	〃	仁田2619番地	野澤 惣太郎
〃	〃	水口沢176番地	野上 正平
〃	〃	坪山361番地 5	高橋 雅雄
〃	〃	伊勢平治18番地 1	星名 敏雄
〃	〃	新町新田603番地 1	渡貫 利夫
〃	〃	水口沢1324番地	小野塚 高志
〃	〃	上野甲2943番地10	上村 正昭
〃	〃	野口447番地 1	星名 晴一
監事	十日町市	木落584番地	田口 隆治
〃	〃	三領32番地	水品 幸一
〃	〃	沖立2196番地	星名 善彦
就任年月日	平成24年 7月18日		

2 退任

理事	十日町市	山野田15番地	北村 公男 (理事長)
〃	〃	野口12番地 3	野沢 正夫
〃	〃	上野甲1342番地 1	今井 徳太郎
〃	〃	伊勢平治28番地	村山 進一
〃	〃	水口沢176番地	野上 正平
〃	〃	赤谷葵2649番地 1	田村 俊秀
〃	〃	上野甲1187番地 1	上村 英夫
〃	〃	仁田2619番地	野澤 惣太郎
〃	〃	新町新田560番地	小嶋 俊一
〃	〃	仁田3444番地	田中 茂夫

〃	〃	坪山361番地 5	高橋 雅雄
監事	十日町市中仙田甲569番地		南雲 瑞男
〃	〃	上新井113番地	高橋 定一郎
〃	〃	下平新田640番地 1	桐生 和博
〃	〃	木落584番地	田口 隆治

退任年月日 平成24年 7 月 17 日

◎新潟県告示第980号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を平成24年 7 月 24 日認可した。

平成24年 8 月 3 日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第981号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 8 月 3 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成24年 8 月 1 日から平成24年10月31日まで
- 3 作業地域 新潟市内

◎新潟県告示第982号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成24年 8 月 3 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成24年 6 月 4 日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
パウテック有限会社
猪又 行雄
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字新町 5
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第42623号
- 5 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年 6 月 4 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年 6 月 6 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社上越工産
岩崎 洸洋
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市富岡3466
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第39738号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実

平成24年 6 月 6 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年6月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社Office k&m
飯浜 善
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市中興野27-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第42613号
 - 5 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年6月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年6月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
藤田建設株式会社
藤田 修一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区曙町5-1-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第4908号
 - 5 処分の内容 建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年6月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年6月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社伊藤土建
伊藤 盛一
 - 3 主たる営業所の所在地
三島郡出雲崎町大字松本121-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第7063号
 - 5 処分の内容 管工事業、さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年6月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年6月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社星野建設
星野 照代
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市東川口1979-67
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第7654号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成24年6月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年6月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社芳栄
小林 敬一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市板倉区吉増862-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第27021号
 - 5 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年6月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年6月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社坂正建設
有坂 正治
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市石沢909
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第27207号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年6月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年7月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社佐藤興産
佐藤 山樹
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字樋場133
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第20232号
 - 5 処分の内容 建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年7月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年7月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
T. O. S
武田 祐一
-

- 3 主たる営業所の所在地
上越市栄町7-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43523号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年7月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社真柄産業
真柄 慎司
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区北上3-10-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第43091号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年7月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年7月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社菊崎組
菊崎 勝
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字田伏79
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第11043号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年7月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年7月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社星元建設
星 昇幸
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市折立又新田28-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第17815号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年7月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年 7 月 6 日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
 美工作具販売
 坂井 達也
- 3 主たる営業所の所在地
 三条市西本成寺 2 -13-28
- 4 許可番号 新潟県知事許可 (般-20) 第41333号
- 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
 平成24年 7 月 6 日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年 7 月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
 左官工事業クサマ
 草間 健二
- 3 主たる営業所の所在地
 上越市大字桐原138
- 4 許可番号 新潟県知事許可 (般-23) 第42300号
- 5 処分の内容 土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
 平成24年 6 月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

◎新潟県告示第983号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 6 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年 8 月 3 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鬼伏(1)地区	糸魚川市大字鬼伏・鬼舞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中尾地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鬼伏(2)地区	糸魚川市大字鬼伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜木浦(1)地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜木浦(2)地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪の谷地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
向田川地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
中尾川地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流

尾花川地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
古川地区	糸魚川市大字鬼伏	次の図のとおり	土石流
額の谷川-1地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
額の谷川-2地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
飛山川地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
芳山地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	地すべり
抜間地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	地すべり
長畑地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	地すべり
八戸瀬地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	地すべり
尾花地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	地すべり
能生中尾地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	地すべり
新戸地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	地すべり
浜木浦地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	地すべり
鬼舞地区	糸魚川市大字鬼舞・鬼伏・木浦	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大谷田沢(1)地区	五泉市大谷	次の図のとおり	土石流
大谷田沢(2)地区	五泉市大谷	次の図のとおり	土石流
大谷川地区	五泉市大谷	次の図のとおり	土石流
草ヶ入沢(1)地区	五泉市馬下	次の図のとおり	土石流
草ヶ入沢(2)地区	五泉市馬下	次の図のとおり	土石流
田頭沢地区	五泉市馬下	次の図のとおり	土石流
大谷小沢地区	五泉市大谷	次の図のとおり	土石流
藤釣地区	五泉市山崎	次の図のとおり	土石流

高田沢左支川地区	五泉市山崎	次の図のとおり	土石流
高田沢右支川地区	五泉市山崎	次の図のとおり	土石流
加王寺沢地区	五泉市山崎	次の図のとおり	土石流
スワダ沢地区	五泉市山崎	次の図のとおり	土石流
北スワダ沢地区	五泉市山崎	次の図のとおり	土石流
山崎沢地区	五泉市山崎	次の図のとおり	土石流
山崎(1)地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎(2)地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺谷地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新谷地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新谷(1)地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉原沢地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	土石流
杉原沢左支川地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	土石流
滝ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	土石流
山根沢左地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	土石流
山根沢地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	土石流
新谷川右岸地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	地すべり
新谷川左岸地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

4 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八木向(2)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

庭月(3)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月(4)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月(5)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月(6)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
境の沢地区	三条市庭月	次の図のとおり	土石流
庭月一地区	三条市庭月	次の図のとおり	土石流
庭月川地区	三条市庭月	次の図のとおり	土石流
上貉沢地区	三条市庭月	次の図のとおり	土石流
下貉沢地区	三条市庭月	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第984号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年 8 月 3 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鬼伏(1)地区	糸魚川市大字鬼伏・鬼舞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中尾地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鬼伏(2)地区	糸魚川市大字鬼伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜木浦(1)地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜木浦(2)地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向田川地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
額の谷川-1地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
額の谷川-2地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流
飛山川地区	糸魚川市大字木浦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

覧に供する。)

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大谷田沢(1)地区	五泉市大谷	次の図のとおり	土石流
大谷田沢(2)地区	五泉市大谷	次の図のとおり	土石流
大谷川地区	五泉市大谷	次の図のとおり	土石流
草ヶ入沢(1)地区	五泉市馬下	次の図のとおり	土石流
草ヶ入沢(2)地区	五泉市馬下	次の図のとおり	土石流
田頭沢地区	五泉市馬下	次の図のとおり	土石流
加王寺沢地区	五泉市山崎	次の図のとおり	土石流
山崎(1)地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎(2)地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺谷地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新谷地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新谷(1)地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	土石流
山根沢地区	東蒲原郡阿賀町新谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

4 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八木向(2)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月(3)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月(4)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月(5)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月(6)地区	三条市庭月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庭月川地区	三条市庭月	次の図のとおり	土石流
下貉沢地区	三条市庭月	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成24年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森と自然の会

3 代表者の氏名

小泉 賢司

4 主たる事務所の所在地

新発田市新栄町三丁目5番6号

5 定款に記載された目的

この法人は、子供たちの人格形成に不可欠な自然、森林、樹木(以下森林等という)との触れ合いの機会や興味を失っている子供たちに対して、生命を育む源である森林等を守り、育てる森林保護活動を通して、森林等への興味を喚起する様々なイベントの開催を行い、定期に子供たちが森林等と触れ合う機会を創出し、同時に日本古来の木々が伝える伝統文化を尊重する心を喚起させ、もって感性豊かな子供たちの人間育成に資する活動を実施することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 環境の保全を図る活動

(3) 消費者の保護を図る活動

(4) 前号の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(職務) <u>第15条 理事全員は、この法人を代表する。また、理事長は、この法人の業務を総理する。</u>	(職務) <u>第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</u>

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成24年 8 月 3 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成 24 年 7 月 2 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エンジョイスポーツクラブ魚沼

3 代表者の氏名

上村 伯人

4 主たる事務所の所在地

魚沼市井口新田 267 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、「いつでもどこでもだれとでも」気軽に楽しめる、スポーツ活動の振興を図り、住民の健全な心身の保持増進、地域に根ざしたスポーツ環境づくり及び健康で明るく活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) スポーツ活動の推進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(職務) <u>第15条 理事全員は、この法人を代表する。</u> <u>2 理事長は、この法人の業務を総理する。</u> <u>3～5 (略)</u>	(職務) <u>第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</u> <u>2～4 (略)</u>

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年 8 月 3 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成 24 年 7 月 20 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥獣被害防止対策猟友会

- 3 代表者の氏名
牛木 義晴
- 4 主たる事務所の所在地
上越市栄町2丁目6番9号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、狩猟の知識の普及及び狩猟道徳の向上を通じて、上越地域の農林漁業者に係る鳥獣被害の防止及び鳥獣資源の確保並びに狩猟の適正化を図り、農林水産業の振興に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
(1) 環境の保全を図る活動

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きらきら家族
- 3 代表者の氏名
本間 眞澈
- 4 主たる事務所の所在地
新発田市大字古寺字水押101番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、主に介護や支援を要する高齢者に対して、介護に関する事業を行い、個人の生活の支援と健康の促進に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動</u>計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>は、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支</u>計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p>

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
十日町病院改築工事基本設計業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県土木部都市局営繕課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
随意契約
- 5 随意契約の相手方を決定した日
平成24年7月13日
- 6 随意契約の相手方の氏名及び住所
山下設計・ワシヅ設計 設計共同体
東京都中央区日本橋小網町6番1号
- 7 契約価格
76,650,000円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第6号

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、密閉式暖房器具の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
密閉式暖房器具 298台
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成24年10月29日（月）
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成24年9月18日(火) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成24年9月19日(水) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成24年9月5日(水)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

なお、新潟県物品入札参加資格者で資格審査申請時に誓約書(物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Forced draft balanced flue stove [298 units]

(2) Deadline for bid submission:

5:00P.M. September 5, 2012

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5490
E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 8 月 3 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
デジタル図化システム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 5 月 31 日
- 6 随意契約の相手方の氏名及び住所
リコージャパン株式会社関東営業本部新潟支社
新潟県新潟市東区下木戸1丁目18番30号
- 7 契約金額
27,926,115円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、輸液ポンプの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年 8 月 3 日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 品名及び数量
輸液ポンプ 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成24年 9 月 28 日（金）
 - (4) 納入場所
新潟県立中央病院
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県知事から指名停止措置を受けた者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成24年8月13日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年8月24日(金)午前10時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

見積もる契約(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程金第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、シリンジポンプの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年8月3日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

シリンジポンプ 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年9月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県知事から指名停止措置を受けた者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成24年8月13日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年8月24日(金)午前11時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

見積もる契約(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程金第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額（機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

教育委員会規則

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8 月 3 日

新潟県教育委員会

委員長 栗 田 修 行

新潟県教育委員会規則第 5 号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和 32 年新潟県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 節 職員の服務</p>	<p style="text-align: center;">第 6 節 職員の服務</p> <p style="text-align: center;">(赴任)</p> <p><u>第30条</u> 職員が、採用または配置換を命じられたときは、通知をうけた日から 7 日以内に着任するものとする。</p> <p>2 <u>やむを得ない事情のため前項の期間に着任できない場合には、その旨を、校長にあつては委員会に、その他の職員にあつては校長に、届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(出勤、退出、遅刻、早退等)</p> <p><u>第31条</u> 職員の出勤、退出、遅刻、早退等に関する必要な事項は、校長が定めなければならない。</p> <p>2 <u>校長は、前項の規定に基づき必要な事項を定めるときは、すみやかに委員会に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(出張)</p> <p><u>第32条</u> 職員の出張は、校長が命ずる。</p> <p>2 <u>校長が、5 日以上にわたつて出張しようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(年次有給休暇及び特別休暇等)</p> <p><u>第33条</u> 職員が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年新潟県条例第 4 号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第12条に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、校長に請求しなければならない。ただし、校長の 3 日を超えるものについては、委員会に請求しなければならない。</p> <p>2 <u>職員が一般職員勤務時間条例第12条に規定する特別休暇若しくは組合休暇又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号）第 2 条に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとする場合は、校長にあつては委員会（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成 7 年新潟県人事委員会規則第 8 - 55号。以下「勤務時間規則」という。）第15条第 1 項第13号に規定する休暇の承認を得ようとするときは、校長）の、その他の職員にあつては校長の承認を得なければならない。ただし、特別休暇のうち、勤務時間規則第15条第 1 項第 6 号に規定するものについては、</u></p>

(氏名、本籍の変更)
第36条 (略)

この限りでない。

(病気休暇)

第34条 職員が勤務時間規則第14条第1号から第3号に規定する休暇（以下この項において「休暇」という。）を得ようとするときは、医師の診断書を付し、校長にあっては委員会の、その他の職員にあっては校長を経由して委員会の承認を得なければならない。ただし、その他の職員の1月以内の休暇については校長が承認するものとする。

2 前項の場合において、6日以内の療養については、医師の診断書を省略することができる。

3 職員が勤務時間規則第14条第4号に規定する休暇を得ようとするときは、医師の診断書を付し、校長にあっては委員会の、その他の職員にあっては校長の承認を得なければならない。

(介護休暇)

第34条の2 職員が一般職員勤務時間条例第12条に規定する介護休暇を得ようとするときは、校長にあっては委員会の、その他の職員にあっては校長を経由して委員会の承認を得なければならない。ただし、その他の職員の1月以内の介護休暇については校長が承認するものとする。

(専従休職)

第35条 職員は、職員団体の役員として専ら従事するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を得ようとするときは、その期間、職員団体名、就こうとする役職名、常勤場所等を記載した文書により、校長を経由して委員会の許可を得なければならない。

(氏名、本籍の変更)

第36条 (略)

(事務引継)

第37条 職員が、退職、辞職、配置換、休養、休職等を命じられたときは、校長にあっては委員会の指定する職員に、その他の職員にあっては校長の指定する職員に、担当事務の引継をするものとする。

(日宿直)

第38条 校長は、学校管理のため必要と認めるときは、休日その他正規の勤務時間以外の時間において、職員を日宿直にあてることができる。

2 前項の規定によつて、校長が職員を日宿直にあてるときは、あらかじめ新潟県人事委員会または所轄労働基準監督署長の許可を得なければならない。許可を得た後に日宿直の態様を著しく変更しようとする場合は、新たに許可を得なければならない。

3 日宿直の勤務規程は、別に校長が定めるものと

<p><u>(その他の職員の服務)</u> 第40条の2 この規則に定めるもののほか、職員の服務に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>する。 <u>(兼職及びその他の事業の従事)</u> 第39条 <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用をうける職員が、教育に関する他の職を兼ね、または教育に関する他の事業もしくは事務に従事しようとするときは、校長を経て委員会の承認を得なければならない。</u> <u>(雇用人の服務)</u> 第40条 <u>雇用人の服務については、校長が定めるものとする。</u></p>
---	---

附 則

この規則は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第8号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から実施する。

平成24年8月3日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（出先機関及び教育機関の長への共通委任）</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、出先機関及び教育機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の2（略）</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（出先機関又は教育機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に規定する休暇（以下「夏季休暇」という。）を除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(5)の2～(9)（略）</p> <p>（県立学校長への委任）</p> <p>第5条の2 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(1)の2 職員の旅行の命令をすること。</u></p> <p><u>(1)の3 職員の旅行の復命を受けること。</u></p> <p>(1)の4（略）</p> <p>(1)の5（略）</p> <p>(1)の6 <u>職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（年次休暇（県立学校長の5日を超えるものに限る。）、病気休暇（1月を超えるもの及び県立学校長に係るものに限る。）、県立学校長の特別休暇（夏季休暇を除く。）、介護休暇（1月を超えるもの及び県立学校長に係るものに限る。）並びに県立学校長の職務専念義務の免除の承認等を行うことを除く。）。</u></p> <p>(2)～(10)（略）</p>	<p>（出先機関及び教育機関の長への共通委任）</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、出先機関及び教育機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の2（略）</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（出先機関又は教育機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に規定する休暇を除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(5)の2～(9)（略）</p> <p>（県立学校長への委任）</p> <p>第5条の2 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(1)の2（略）</p> <p>(1)の3（略）</p> <p>(1)の4 <u>職員の部分休業及び修学部分休業の承認をすること。（校長に係るものを除く。）</u></p> <p>(2)～(10)（略）</p>

◎新潟県教育委員会訓令第 9 号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年 3 月新潟県教育長訓令第 3 号）の一部を次のように改正し、平成24年 9 月 1 日から実施する。

平成24年 8 月 3 日

新潟県教育委員会

委員長 栗 田 修 行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 4（第 5 条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課 教育次長専決事項（略） 総務課長専決事項 (1)～(1)の 2（略） (1)の 3 県立学校職員の 1 月を超える病気休暇を承認すること。</p> <p>(1)の 4 県立学校職員の 1 月を超える介護休暇を承認すること。</p> <p>(1)の 5～(17)（略） 財務課・福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項 (1)～(5)（略） (6) 県立学校の校長又は園長の <u>5 日を超える</u>年次有給休暇の承認をすること。</p> <p>(7) 県立学校の校長又は園長の特別休暇（<u>夏季休暇を除く。</u>）及び職務専念義務の免除の承認等をする事 こと。</p> <p>(7)の 2（略） (8) 県立学校の校長又は園長の病気休暇の承認を すること。</p> <p>(8)の 2 県立学校の校長又は園長の介護休暇の承認を すること。</p> <p>(9) <u>教特法第17条</u>の規定による県立学校の主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。</p> <p>(10)～(20)（略） (21) <u>新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第 6 号。以下「管理</u></p>	<p>別表第 4（第 5 条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課 教育次長専決事項（略） 総務課長専決事項 (1)～(1)の 2（略） (1)の 3 <u>新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第 6 号。以下「管理規則」という。）第34条第 1 項の規定による</u>県立学校職員の 1 月を超える病気休暇を承認すること。</p> <p>(1)の 4 <u>管理規則第34条の 2 の規定による</u>県立学校職員の 1 月を超える介護休暇を承認すること。</p> <p>(1)の 5～(17)（略） 財務課・福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項 (1)～(5)（略） (6) <u>管理規則第33条第 1 項の規定による</u>県立学校の校長又は園長の年次有給休暇の承認をすること。</p> <p>(7) <u>管理規則第33条第 2 項の規定による</u>県立学校の校長又は園長の特別休暇及び職務専念義務の免除の承認をすること。</p> <p>(7)の 2（略） (8) <u>管理規則第34条第 1 項及び第 3 項の規定による</u>県立学校の校長又は園長の病気休暇の承認をすること。</p> <p>(8)の 2 <u>管理規則第34条の 2 の規定による</u>県立学校の校長又は園長の介護休暇の承認をすること。</p> <p>(9) <u>管理規則第39条</u>の規定による県立学校の主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。</p> <p>(10)～(20)（略） (21) <u>管理規則第 9 条第 3 項の規定による</u>県立特別支援学校の教育課程についての届出の受理を</p>

規則」という。)第9条第3項の規定による県立特別支援学校の教育課程についての届出の受理をすること。

(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(5) (略)

(6) 県立学校教員(校長又は園長を除く。)の1月を超える病気休暇の承認をすること。

(6)の2 県立学校教員(校長又は園長を除く。)の1月を超える介護休暇の承認をすること。

(7)・(8) (略)

(9) 県立学校の校長又は園長の赴任延期の承認及び校長又は園長の5日以上の旅行の届出の受理をすること。

(10) 教特法第17条の規定による県立学校の助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(11)～(39) (略)

高等学校教育課
教育次長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 校長の5日を超える年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇を除く。)及び職務専念義務の免除の承認等をすること。

(8) (略)

(9) 校長の病気休暇の承認をすること。

(9)の2 校長の介護休暇の承認をすること。

(10) 教特法第17条の規定による教諭、養護教諭及び栄養教諭の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(11)～(23) (略)

高等学校教育課長専決事項

(1)～(5) (略)

(6) 教員(校長を除く。)の1月を超える病気休暇の承認をすること。

(6)の2 県立学校教員(校長を除く。)の1月を超える介護休暇の承認をすること。

(7)・(8) (略)

(9) 校長の赴任延期の承認及び校長の5日以上の旅行の届出の受理をすること。

(10) 教特法第17条の規定による助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業等

すること。

(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(5) (略)

(6) 管理規則第34条第1項の規定による県立学校職員(校長又は園長を除く。)の病気休暇の承認をすること。

(6)の2 管理規則第34条の2の規定による県立学校教員(校長又は園長を除く。)の介護休暇の承認をすること。

(7)・(8) (略)

(9) 管理規則第30条第2項及び第32条第2項の規定による県立学校の校長又は園長の新任延期及び校長又は園長の5日以上の出張の届出の受理をすること。

(10) 管理規則第39条の規定による県立学校の助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(11)～(39) (略)

高等学校教育課
教育次長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 管理規則第33条の規定による校長の年次有給休暇、特別休暇及び職務専念義務の免除の承認等をすること。

(8) (略)

(9) 管理規則第34条第1項及び第3項の規定による校長の病気休暇の承認をすること。

(9)の2 管理規則第34条の2の規定による校長の介護休暇の承認をすること。

(10) 管理規則第39条の規定による教諭、養護教諭及び栄養教諭の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(11)～(23) (略)

高等学校教育課長専決事項

(1)～(5) (略)

(6) 管理規則第34条第1項の規定による教員(校長を除く。)の病気休暇の承認をすること。

(6)の2 管理規則第34条の2の規定による県立学校教員(校長を除く。)の介護休暇の承認をすること。

(7)・(8) (略)

(9) 管理規則第30条第2項及び第32条第2項の規定による校長の新任延期及び校長の5日以上の出張の届出の受理をすること。

(10) 管理規則第39条の規定による助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業

に従事することの承認をすること。 (11)～(27) (略) 生涯学習推進課～保健体育課 (略)	等に従事することの承認をすること。 (11)～(27) (略) 生涯学習推進課～保健体育課 (略)
--	---

◎新潟県教育委員会訓令第10号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程を次のように定め、平成24年9月1日から実施する。

平成24年8月3日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県立学校職員服務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、法令、条例、規則及び他の訓令で別に定めのあるものを除くほか、県立学校に勤務する職員の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県立学校 新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)別表第1から第5までに規定する学校をいう。
- (2) 職員 新潟県職員定数条例(昭和24年新潟県条例第36号)第1条に規定する職員のうち、県立学校に勤務する職員をいう。
- (3) 教育職員 職員のうち、校長(園長を含む。)、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員及び実習助手をいう。
- (4) 総務事務システム 情報処理システム(電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)を利用して職員の服務、給与等に係る請求等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであって、新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)に定める総務事務センターの長が管理するものをいう。

(服務の基準)

第3条 職員は、県民全体の奉仕者としての職責を自覚し、この規程の定めるところに従い、かつ、上司の職務上の命令に従うとともに、常に品位を保持し、誠実、公正かつ能率的に職務の遂行に専念しなければならない。

第2章 勤務時間等

(勤務時間の遵守)

第4条 職員は、新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程(平成4年新潟県教育長訓令第11号)の定めにより校長が定めた週休日及び勤務時間の割振りに従い誠実に勤務しなければならない。

(深夜勤務の制限)

第5条 職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第9条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による深夜勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(別記第1号様式)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

3 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年新潟県人事委員会規則第8—55号。以下「勤務時間規則」という。)第8条の2第6項(勤務時間規則第8条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出は、育児・介護状況変更届(別記第2号様式)を校長に提出して行わなければならない。

4 第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(時間外勤務の制限)

第6条 職員は、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び第4項の規定による時間外勤務の制限の請求をしようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(別記第1号様式)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

3 勤務時間規則第8条の3第7項(勤務時間規則第8条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出は、育児・介護状況変更届(別記第2号様式)を校長に提出して行わなければならない。

4 第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(時間外勤務代休時間の指定)

第7条 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定は、勤務時間規則第8条の6の定めるところにより校長が行う。

2 前項の時間外勤務代休時間の指定を行った場合は、速やかに総務事務システムにより職員に通知しなければならない。

(休日の代休日の指定)

第8条 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による休日の代休日の指定は、勤務時間規則第10条の定めるところにより校長が行う。

2 前項の休日の代休日の指定を行った場合は、速やかに総務事務システムにより職員に通知しなければならない。

第3章 服務

(宣誓書の提出)

第9条 新たに職員となった者は、校長の立ち会いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名、押印し、当該宣誓書を校長を経由して新潟県教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(身分証明書)

第10条 職員は、身分証明書（別記第3号様式）の交付を受けようとするときは、身分証明書交付願（別記第4号様式）により校長に願い出るものとする。

2 身分証明書の交付を受けた職員は、配置換え、離職等のときは、身分証明書を校長に返還するものとする。

3 身分証明書の交付を受けた職員は、身分証明書の記載事項に変更を生じたとき又は身分証明書を破損若しくは滅失したときは、身分証明書再交付願（別記第5号様式）により校長に願い出て、身分証明書の再交付を受けるものとする。

4 身分証明書の交付を受けた職員は、身分証明書を他人に譲与し、又は貸与してはならない。

(年次有給休暇)

第11条 職員は、一般職員勤務時間条例第12条に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、その前日の正午までに、日時を明らかにして、総務事務システム又は年次有給休暇願（別記第6号様式）（校長の5日を超えるものに限る。）により、承認権者（訓令により決裁権限を有する者をいう。以下同じ。）に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく、請求しなければならない。

(病気休暇等)

第12条 職員は、一般職員勤務時間条例第12条に規定する病気休暇、特別休暇、介護休暇若しくは組合休暇（以下「休暇」という。）又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号。以下「職専免条例」という。）第2条に規定する職務に専念する義務の免除（第14条及び第15条に掲げるものを除く。）を得ようとするときは、第3項から第5項までに定める場合を除き、その前日の正午までに、その理由及び日時を明らかにして、承認権者の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合は、その理由を明らかにして、遅滞なく承認を得なければならない。

2 職員は、病気療養のための休暇又は療後休暇を得ようとするときは、医師の診断書を提出して、承認権者の承認を得なければならない。ただし、6日以内の病気療養のための休暇については、医師の診断書の提出を省略することができる。

3 職員は、勤務時間規則第15条第1項第6号、第2項及び第3項に規定する出産のための休暇を得ようとするときは、産前産後休暇願（別記第7号様式）により医師の証明書を添えて承認権者の確認を受けなければならない。

4 職員は、介護休暇を得ようとするときは、勤務時間規則第22条の定めるところに従い、介護休暇取得（延長）願（別記第9号様式）又は教職員の介護休暇取得（延長）願（別記第10号様式）により、承認権者の承認を得なければならない。

5 職員は、組合休暇を得ようとするときは、その前日の正午までに、総務事務システムにより、承認権者の承認を得なければならない。

(休業等)

第13条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年人事委員会規則第14—1号。以下「育児休業規則」という。）第1条の2に規定する育児休業等計画書は、別記第11号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。

2 育児休業規則第2条第1項（育児休業規則第3条において準用する場合を含む。）に規定する育児休業承認請

求書は、別記第12号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。

- 3 育児休業規則第7条第1項に規定する部分休業承認請求書は、別記第13号様式によるものとし、承認権者に提出しなければならない。
- 4 育児休業規則第4条第2項（育児休業規則第6条において準用する場合を含む。）に規定する養育状況変更届は、別記第14号様式によるものとし、育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている職員にあっては校長を経由して委員会に、部分休業の承認を受けている職員にあっては承認権者に提出しなければならない。
- 5 育児休業規則第5条第1項に規定する育児短時間勤務承認請求書は、別記第15号様式によるものとし、校長を経由して委員会に提出しなければならない。
- 6 地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業の承認の申請は、あらかじめ修学部分休業承認申請書（別記第16号様式）を承認権者に提出して行わなければならない。
- 7 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年新潟県条例第8号）第4条第1号又は第2号に掲げる事由が生じた場合は、修学状況変更届（別記第17号様式）を承認権者に提出しなければならない。
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年新潟県条例第3号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第6条に規定する自己啓発等休業の承認又は自己啓発等休業条例第7条第1項に規定する自己啓発等休業の期間の延長の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日又は自己啓発等休業の期間の末日の3月前までに、校長を経由して自己啓発等休業承認申請書（別記第18号様式）を委員会に提出して行わなければならない。
- 9 自己啓発等休業条例第9条第1項の規定による報告（同項各号に掲げる場合における報告に限る。）は、校長を経由して自己啓発等休業状況報告書（別記第19号様式）を委員会に提出して行わなければならない。
- 10 勤務時間規則第24条第1項に規定する事由による休業の承認又はその期間の延長の申請は、休業しようとする期間の開始日又は休業期間の満了日の1月前までに、校長を経由して在外勤務等同行休業承認（期間延長）願（別記第20号様式）を委員会に提出して行わなければならない。
- 11 勤務時間規則第25条第3項の規定による届出は、校長を経由して在外勤務等同行休業失効（終了）届（別記第21号様式）を委員会に提出して行わなければならない。

（兼職等）

第14条 職員は、職専免条例第2条第1号に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとするとき（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項の規定による研修を行おうとする場合を除く。）は、あらかじめ職務専念義務免除承認願（研修）（別記第22号様式）を提出し、承認権者の承認を得なければならない。

2 職員は、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和44年新潟県人事委員会規則第8—15号。以下「職専免規則」という。）第2条第1号に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、あらかじめ職務専念義務免除承認願（兼職）（別記第23号様式）を提出し、承認権者の承認を得なければならない。ただし、教育長が別に指定する団体等の地位を兼ねようとする場合は、この限りでない。

3 職員は、職専免規則第2条第6号又は第7号に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、あらかじめ総務事務システムにより、承認権者の承認を得なければならない。

（研修）

第15条 教育職員は、教育公務員特例法第22条第2項の規定により研修を行おうとするときは、承認権者の承認を受けなければならない。

（専従休職）

第16条 職員は、職員団体の役員として専ら従事するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を得ようとするときは、校長を経由して専従休職許可願（別記第25号様式）を、提出し、委員会の許可を受けなければならない。

2 専従休職の許可を得て職員団体の役員として専ら従事している職員が、職務に復帰しようとするときは、校長を経由して復職願（別記第26号様式）を提出し、委員会の許可を受けなければならない。

（営利企業等の従事）

第17条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業等に従事しようとするときは、あらかじめ校長を経由して営利企業等従事許可願（別記第27号様式）を提出し、委員会の許可を得なければならない。

（教育職員の兼職及びその他の事業等の従事）

第18条 教育公務員特例法の適用を受ける職員は、同法第17条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業等に従事しようとするときは、校長を経由して教育公務員の兼職（兼務）又は教育に関する他の事業・事務従事願（別記第28号様式）を提出し、委員会の承認を得なければならない。

（勤務時間中の外出等）

第19条 職員は、勤務時間中に外出しようとするときは、用務及び所要時間を申し出て、上司の承認を得なければ

ばならない。

2 職員は、勤務時間中に離席等しようとするときは、自己の所在を明らかにしておかなければならない。

(証人、鑑定人等)

第20条 職員は、職務に関し、証人、鑑定人等となり裁判所その他に出頭するときは、その理由、日時等を記載した文書により、承認権者の承認を得なければならない。

(履歴書)

第21条 履歴書の取扱いについては、新潟県立学校事務職員等履歴書取扱規程（昭和40年新潟県教育長訓令第3号）及び新潟県公立学校教職員履歴書取扱規程（昭和53年新潟県教育委員会告示第3号）の定めるところによる。

(文書の取扱等)

第22条 文書の取扱等については、新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年新潟県教育長訓令第12号）の定めるところによる。

2 職員は、命令による場合及び校長の許可を得た場合でなければ、公文書を他人に示し、若しくはその内容を告げ、又は謄本、抄本等を与えてはならない。公文書を外部に持ち出すときもまた同様とする。

(旅行)

第23条 旅行を命じられた職員が、病気その他の理由により旅行ができなくなったとき又は旅行中職務上その他の理由により日程の変更を要することとなったときは、電話、電報等の方法により上司の指示を受けなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由により上司の指示を受けることができない場合は、この限りでない。

2 職員が旅行から帰校したときは、その翌日から3日以内に文書をもって校長に復命しなければならない。ただし、軽易な用務については、口頭をもって復命することができる。

3 職員が旅行から帰校したときは、速やかに総務事務システム又は書面により、旅行の事実の報告をしなければならない。

(教育職員以外の職員の時間外勤務)

第24条 教育職員以外の職員は、新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の規定により校長が定める勤務時間以外の時間、時間外勤務代休時間、休日及び休日の代休日に勤務を命じられた場合は、総務事務システムにより確認しなければならない。

(宿日直)

第25条 校長は、学校管理のため必要と認めるときは、休日その他正規の勤務時間以外の時間において、職員を宿日直にあてることができる。

2 前項の規定によって、校長が職員を宿日直にあてるときは、あらかじめ新潟県人事委員会または所轄労働基準監督署長の許可を得なければならない。許可を得た後に宿日直の態様を著しく変更しようとする場合は、新たに許可を得なければならない。

3 宿日直の勤務規程は、別に校長が定めるものとする。

(事務引継)

第26条 職員が、退職、辞職、配置換、休養、休職等を命じられたときは、校長にあつては委員会の指定する職員に、その他の職員にあつては校長の指定する職員に、担当事務の引継をするものとする。

第4章 警備

(火気取締責任者)

第27条 校長はあらかじめ火気取締責任者を定めておかなければならない。

2 火気取締責任者は、盗難防止のほか、特に火気取締りを厳にし、退校の時は、異常のないことを確認し、警備員にその旨を引き継がなければならない。

3 火気取締責任者が退庁のときなお在庁する職員がある場合には、前項の事務をその者に引き継ぐものとし、引継ぎを受けた者は、火気取締責任者に代わってその責めに当たるものとする。

(非常持出)

第28条 火災その他の非常災害が発生した場合は、あらかじめ定められた方法により重要文書等を持ち出すとともに、その他必要な措置をとるものとする。

(非常災害時の措置)

第29条 職員は、学校又はその付近に火災その他の非常災害が発生した場合には、直ちに出勤して上司の指揮を受け、応急の措置に当たらなければならない。

第5章 補則

(実施細目)

第30条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 5 条、第 6 条関係)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

年 月 日

新潟県立 学校長 様

職名・氏名 印

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条の 2 の規定により、下記のとおり養育のため、深夜勤務の制限 (□ 第 2 項 □ 第 4 項) を請求します。

記

1 請求に係る 子又は 介護者	氏名(続柄)	()
	生年月日	年 月 日 (出産予定日)
	同・別居の状況	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
2 職員の配偶者 偶に親の名 氏況	(1) 有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	(2) 氏名	
	(3) 状況	
3 要介護者 の具体的な 介護内容		
4 請求に係る 期間	(1) 深夜勤務の制限(6月以内の期間に限る。)	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日 年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他
	(2) 時間外勤務の制限(1年以内の期間に限る。)	年 月 日から 年 月 日まで

注 1 「生年月日」欄は、子を養育するために制限を請求する場合のみ記入する。出生している場合は、「生年月日」欄に出生日を記入し、出生予定日がない場合は、「生年月日」欄に「○」を付ける。出生した後に出生予定日を記入する場合は、「生年月日」欄に出生日を記入し、「○」を付ける。

2 「(3) 状況」欄は、職員が深夜勤務の制限を請求するに際して、配偶者との関係が親であるか、偶に親の名氏況であるか、その他を記入する。

3 「要介護者」欄は、要介護者を介護するために制限を請求する場合のみ記入すること。

4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために制限を請求する場合は、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

第2号様式（第5条、第6条関係）

育児・介護状況変更届

年 月 日

新潟県立 学校長 様

職名・氏名 印

下記のとおり深夜勤務の制限に係る子の養育の状況について変更が生じたの
 時間外勤務の制限に係る要介護者の介護

で届け出ます。

記

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 制限に係る子を職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として保育できることとなった。
- 制限に係る子と同居しないこととなった。
- 制限に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった。
- 制限に係る子が死亡した。

(2) 介護の状況の変更

- 制限に係る要介護者と同居しないこととなった。
- 制限に係る要介護者と職員との親族関係が消滅した。
 (消滅の理由：)
- 制限に係る要介護者が死亡した。

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

第 3 号様式 (第10条関係) (身分証明書)

↑ 90 ミ リ メ ー テ ル ↓	身 分 証 明 書		
	写真 添 付	氏 名	年 月 日生
		所 属	
	職 名		
	現 住 所		
	年 月 日交付		
第 号	発 行 者	印	

←----- 90ミリメートル -----→

第4号様式 (第10条関係)

身分証明書交付願

新潟県立 学校長 様

身分証明書を交付して下さるようお願いいたします。

番号	職員記入欄				整理欄			
	申請年月日	職名	氏名	印	交付年月日	再交付年月日	返還年月日	備考

注 半身脱帽の写真(2.0cm × 2.5cm)を添付すること。

第5号様式 (第10条関係)

年 月 日

新潟県立 学校長 様

職名 氏名 印

身分証明書再交付願

下記により身分証明書を再交付して下さるようお願い出ます。

記

学 校 名	
住 所	
生年月日	
<u>再交付申請理由</u>	

- 注1 記載事項の変更又は破損による場合は、現身分証明書を添付すること。
2 半身脱帽の写真(2.0cm × 2.5cm)を添付のこと。

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校長

印

年次有給休暇願

新潟県立学校職員服務規程第11条の規定により、下記のとおり年次有給休暇を請求します。

記

1 休暇期間

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

2 休暇日数・時間

日 時間

3 年次有給休暇の残日数

日 時間

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

(新潟県教育委員会 様)
新潟県立 学校長 様

新潟県立 学校

(職・氏名) 印

産前産後休暇願

下記のとおり産前産後休暇を得たいので、新潟県立学校職員服務規程第12条第3項の規定により、別紙医師（助産婦）の証明書を添えてお願いいたします。

記

1 分べん予定年月日

年 月 日

2 期 間

年 月 日 ～ 年 月 日

備考

校長の場合は委員会あてに、その他の職員の場合は校長あてとする。

第 8 号様式 (第12条関係)

年 月 日

(新潟県教育委員会 様)
新潟県立 学校長 様

新潟県立 学校

(職・氏名) 印

産前産後休暇延長願

下記のとおり産前産後休暇を延長したいのでお願いします。

記

期 間

年 月 日 ～ 年 月 日

備考

校長の場合は委員会あてに、その他の職員の場合は校長あてとする。

第 9 号様式 (第12条関係)

年 月 日

(新潟県教育委員会 様)
新潟県立 学校長 様

新潟県立 学校
(職・氏名) 印

介 護 休 暇 (延 長) 願

下記のとおり介護休暇を得たい(延長したい)ので、新潟県立学校職員服務規程第12条第4項の規定により、承認をお願いします。

記

1 休暇を必要とする理由等

要介護者に 関する事項	氏名		続柄		同・別居	同・別
	介護が必要となった時期 年 月 日					
要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容						

2 請求の期間(時間)

請 求 の 休 暇 期 間 等						
期 間				時 間		日・時間数
年 月 日から	□ 毎日			時 分 ~ 時 分	日 時間	
年 月 日まで		□ その他 ()		時 分 ~ 時 分	日 時間	
年 月 日から	□ 毎日			時 分 ~ 時 分	日 時間	
年 月 日まで		□ その他 ()		時 分 ~ 時 分	日 時間	
既 に 取 得 し た 休 暇 期 間						
年 月 日から	□ 毎日			時 分 ~ 時 分	日 時間	
年 月 日まで		□ その他 ()		時 分 ~ 時 分	日 時間	

備 考

- この様式は、校長の場合は委員会あてに、その他の職員の場合は校長あてとする。
- その他の職員の場合は、1月以内(延長を含む。)の休暇を得ようとする場合に提出すること。1月を超える(延長を含む。)場合は第10号様式によること。
- 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄には、要介護者の状況、職員が介護する内容等、休暇を必要とする事情を具体的に記載すること。
- 「介護が必要となった時期」が特定できない場合には、〇年〇月頃と記載して差し支えない。
- 断続的に休暇を得ようとする場合等で記載欄が不足する場合には、期間(時間)欄については、その記載の仕方に合わせて別紙として差し支えない。既に取得した休暇期間欄についても同様である。
- 休暇の理由等を確認する必要があると認められるときは、医師の診断書や要介護者との続柄を示す書類等の提出を求める場合があるものとする。
- 休暇を得ようとする1週間前の日までに請求すること。

第10号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会様

新潟県立

学校長

職 印

教職員の介護休暇（延長）について（副申）

下記のとおり介護休暇（延長）願がありましたので、次により副申します。

校長の所見（代替職員の要否、その他参考事項）

記

私は、次のとおり介護休暇を得たい（延長したい）ので、承認をお願いします。 年 月 日					
職 名		課程	全・定・通	本・分校の別	本校・分校
氏 名	印	性別	男・女	年 齢	歳
職員コード					
要介護者に 関する事項	氏 名		続柄		同・別居 同・別
	介護が必要となった時期 年 月 日				
要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容					
休 暇 取 得 希 望 期 間	期 間		時 間		日・時間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分 ～ 時 分 時 分 ～ 時 分		日 時間
既 に 取 得 し た 休 暇 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）		時 分 ～ 時 分 時 分 ～ 時 分
					日 時間
備 考					

備考

- 職員が1月を超える介護休暇を得ようとする場合に使用すること。また、1月以内の期間で介護休暇を得た者が延長等により1月を超えることとなる場合にも、その承認により1月を超えることとなる部分の休暇の開始日以降について、この様式により承認を得ること。その場合、既に校長が承認した部分の休暇については、「既已取得した休暇期間」の欄に記載すること。
- 延長願の場合も、「既已取得した介護休暇期間」欄に所要事項を記載すること。

- 3 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄には、要介護者の状況、職員が介護する内容等、休暇を必要とする事情を具体的に記載すること。
- 4 「介護が必要となった時期」が特定できない場合には、〇年〇月頃と記載して差し支えない。
- 5 断続的に休暇を得ようとする場合等で「休暇取得希望期間」の記載欄が不足する場合には、その記載の仕方に合わせて別紙として差し支えない。「既に取得した介護休暇期間」欄についても同様である。
- 6 休暇の理由等を確認する必要があると認められるときは、医師の診断書や要介護者との続柄を示す書類等の提出を求める必要があるものとする。
- 7 休暇を得ようとする1週間前の日までに副申すること。

第11号様式（第13条関係）

育 児 休 業 等 計 画 書

年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校

職・氏名 印

職員の育児休業等に関する条例第3条第4号（第11条第5号）の規定に基づき、再度の育児休業（育児短時間勤務）の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり申し出ます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

記

請求の別		<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
育児休業等の承認の請求に係る子の氏名		生年月日	年 月 日	
請求者の 育児休業 等の計画	育児休業等の請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	再度の育児休業等の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考				

- 注 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「育児休業等請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した育児休業又は育児短時間勤務の請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「育児休業等の承認の請求に係る子の氏名」欄は記入を要しないが、「生年月日」欄には出産予定日を記入すること。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

第12号様式（第13条関係）

所 属 名	
所属コード	

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立

学校長

職印

教職員の育児休業について（副申）

下記のとおり育児休業の承認（期間延長）の請求がありましたので承認（期間延長）されるよう副申します。

校 長 所 見	(代替職員の要否、その他参考事項)
------------	-------------------

記

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項（第3条第1項）の規定により育児休業の承認（期間延長）を請求します。						年 月 日
職 名		課程	全・定・通	本・分校の別	本・分	
氏 名 職員コード	印	性別	男・女	年齢	歳	
請求に係る子			請求する職員以外の子の親			
氏 名		氏 名				
続 柄		子と同別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居		
生年月日	年 月 日	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
育児休業請求期間		年 月 日から		年 月 日まで		
延長 の場 合	既承認期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	延長請求期間	年 月 日から		年 月 日まで		
理由 等						

添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すると。

- 注 1 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合は、その氏名、職員との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。
- 2 再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長を請求する場合は、その理由を理由等の欄に記入すること。

第13号様式（第13条関係）

部分休業承認請求書

年 月 日

新潟県立 学校長 様

職・氏名

印

地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業の承認を請求します。

請求に係る子		請求する職員以外の子の親	
氏名		氏名	
続柄		子と同別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
備 考			

添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出産届出済証明欄の写し）を添付すること。

- 注 1 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合又は請求時間が正規の勤務時間の始め若しくは終わりでない場合は、その内容、理由等を備考欄に記入すること。
- 2 部分休業の承認が職員の申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

※ 所属記入欄

受理年月日	年 月 日		決裁年月日	年 月 日	
決 裁 欄	校長	教頭	事務長	係長	<input type="checkbox"/> 承認
					<input type="checkbox"/> 不承認

(裏面)

月 日	承認を取り消された時間		時間数	請求者 印	承認権 者の印	備 考
	午 前	午 後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

第14号様式（第13条関係）

所属名	
所属コード	

第 年 月 日
平成

新潟県教育委員会 様

新潟県立

学校長

職印

育児休業教職員の養育状況の変更について（副申）

下記のとおり育児休業（育児短時間勤務・部分休業）に係る子の養育状況の変更の届出がありましたので、職務の復帰等の発令をされるよう副申します。

代替職員 の措置	
-------------	--

記

<p>育児休業（育児短時間勤務・部分休業）に係る子の養育状況について変更が生じたので、職員の育児休業等に関する規則第4条第1項（第6条において準用する同規則第4条第1項・第8条において準用する同規則第6条において準用する同規則第4条第1項）の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p>					
職名		課程	全・定・通	本・分校の別	本・分
氏名 職員コード	印	性別	男・女	年齢	歳
育児休業等承認期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
<p>1 届出の事由</p> <p><input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を養育しなくなった。</p> <p><input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷・疾病</p> <p><input type="checkbox"/> 託児できるようになった。</p> <p><input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。</p> <p><input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子が死亡した。</p> <p><input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む）。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（具体的に記入すること。）</p> <p>2 届出の事由が発生した日 平成 年 月 日</p>					

注 育児休業又は育児短時間勤務に係る養育状況の変更の場合は、所属長は、代替職員の措置の欄に必要事項を記入の上、主務課長を経由して人事主管課に提出すること。

第15号様式 (第13条関係)

所 属 名	
所属コード	

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立

学校長

職印

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書

下記のとおり育児短時間勤務の承認 (期間延長) の請求がありましたので承認 (期間延長) されるよう副申します。

所属長 所 見	(代替職員の要否その他参考事項)
------------	------------------

記

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第2項 (第11条第1項) の規定により育児短時間勤務の承認 (期間延長) を請求します。 年 月 日

職 名		課程	全・定・通	本・分校の別	本・分		
氏 名	印	性別	男・女	年齢	歳		
職員コード							
請求に係る子			請求する職員以外の子の親				
氏 名		氏 名					
続 柄		子と同別居	<input type="checkbox"/>	同居	<input type="checkbox"/>		
生年月日	年 月 日	就業の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>		
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
勤務の形態	週 _____ 時間 _____ 分勤務 (地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項 □第1号 □第2号 □第3号 □第4号 □第5号の勤務の形態)						
勤務の 日及び 時間帯	月	<input type="checkbox"/>	(: ~ :)	うち休憩時間	(: ~ :)	<input type="checkbox"/>	週休日
	火	<input type="checkbox"/>	(: ~ :)	うち休憩時間	(: ~ :)	<input type="checkbox"/>	週休日
	水	<input type="checkbox"/>	(: ~ :)	うち休憩時間	(: ~ :)	<input type="checkbox"/>	週休日
	木	<input type="checkbox"/>	(: ~ :)	うち休憩時間	(: ~ :)	<input type="checkbox"/>	週休日
	金	<input type="checkbox"/>	(: ~ :)	うち休憩時間	(: ~ :)	<input type="checkbox"/>	週休日
	土	<input type="checkbox"/>	(: ~ :)	うち休憩時間	(: ~ :)	<input type="checkbox"/>	週休日
	日	<input type="checkbox"/>	(: ~ :)	うち休憩時間	(: ~ :)	<input type="checkbox"/>	週休日
延長の 場合	既承認期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで					
理由等							

- 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類 (申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し) を添付すること。
- 2 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合はその氏名、職員との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。
- 3 勤務の日及び時間帯の欄は、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項第5項の勤務の形態を希望する場合は、適宜別紙としてもよいこと。
- 4 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、同一の子に係る育児短時間勤務を請求するときは、その理由を理由等の欄に記入すること。
- 5 承認を受けた後に期間延長を請求する予定がある場合は、最終的な期間の終期を理由等の欄に記入すること。

第16号様式 (第13条関係)

修学部分休業承認申請書

年 月 日

(新潟県教育委員会 様)
新潟県立 学校長 様

職名・氏名 印

地方公務員法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を請求します。

1 教育施設名		2 通学時間 (職場～教育施設)	時間 分	
3 修学内容等				
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 休業時間	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	6 備考			

- 注1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証明書等)を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること(写しでも可)。
 2 「修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
 3 「休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「備考」欄に記入すること。

※ 所属長記入欄

受理年月日	年 月 日	決裁年月日	年 月 日
決裁欄			<input type="checkbox"/> 承認
			<input type="checkbox"/> 不承認

第17号様式 (第13条関係)

修学状況変更届

年 月 日

(新潟県教育委員会 様)
新潟県立 学校長 様

職名・氏名 印

下記のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

記

1 届出の事由

- 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。
- 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学している。
- その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

第18号様式 (第13条関係)

所属名	
所属コード	

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校長 職印

自己啓発等休業承認申請書

下記のとおり自己啓発等休業の承認（期間延長）の請求がありましたので承認（期間延長）されるよう副申します。

記

校長所見	(代替職員の要否、その他参考事項)
------	-------------------

自己啓発等休業に関する条例第6条（第7条1項）の規定により自己啓発等休業の承認（期間の延長）を申請します。						年	月	日
職名		課程	全・定・通	本・分校の別	本・分			
氏名	印	性別	男・女	年齢				歳
職員コード								
自己啓発等 休業の内容	大学等の名称 (所在地)							
	等課程の名称 (修業年限)							
	履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで						
	履修の内容							
	国際活動組織							
	活動国・地域							
	活動の国内訓練 期間	年 月 日から 年 月 日まで						
活動国滞在 活動の内容	年 月 日から 年 月 日まで							
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで							
延長の場合	既承認期間	年 月 日から 年 月 日まで						
	延長申請期間	年 月 日から 年 月 日まで						
申請又は延長の理由等								
備考								

- (注) 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
- ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容、期間及びそれらに関する照会先が確認できる書類
 - イ 大学等課程への入学又は国際貢献活動への参加を証明する書類(合格通知、大学等が発行する入学証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する証明書等)
 - ウ 職務復帰後の継続勤務の意思の確認書
- 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「申請又は延長の理由等」欄には、当初の申請の場合にあつては大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務に関する能力の向上にどのように資するかについて、延長の申請の場合にあつては延長を申請する理由について、具体的に記入すること。
- 6 「備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)その他必要な事項を記入すること。

第19号様式 (第13条関係)

所属名	
所属コード	

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校長 職印

自己啓発等休業状況報告書

下記のとおり自己啓発等休業状況について報告します。

代替職員 の措置	
-------------	--

記

自己啓発等休業に関する条例第9条第1項の規定により自己啓発等休業の状況について報告します。						年	月	日
職名		課程	全・定・通	本・分校の別	本・分			
氏名	印	性別	男・女	年齢	歳			
職員コード								
1 承認を受けた自己啓発等休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで								
2 報告の事由								
<input type="checkbox"/> 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた <input type="checkbox"/> 大学等課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席している。 <input type="checkbox"/> 参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない。 <input type="checkbox"/> 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている								
3 上記の事由に至った経緯、大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況								
4 報告の事由が発生した日 年 月 日 (大学等課程の休学又は停学の場合、その終期： 年 月 日まで)								

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

第20号様式 (第13条関係)

所属名	
所属コード	

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校長

職印

教職員の在外勤務等同行休業について (副申)

下記のとおり在外勤務等同行休業の許可 (期間延長) 願がありましたので、許可 (期間延長) されるよう副申します。

校長 所見	(代替職員の要否、その他参考事項)
----------	-------------------

記

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項 (第3項) により、在外勤務等同行休業の許可 (期間延長) をお願いします。					
年 月 日					
職名		課程	全・定・通	本・分校の別	本・分
氏名 職員コード	印		性別	男・女	年齢
					歳
請求に係る 配偶者	所属名	職・氏名			
	派遣等の事由			派遣先	
	派遣等の期間	年 月 日から		年 月 日まで	
同行休業希望期間		年 月 日から		年 月 日まで	
延長の場合	既許可期間	年 月 日から		年 月 日まで	
	延長希望期間	年 月 日から		年 月 日まで	
理由等					

注 再度の在外勤務等同行休業又は在外勤務等同行休業期間の延長を請求する場合は、その理由を理由等の欄に記入すること。

第21号様式 (第13条関係)

所 属 名	
所属コード	

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立

学校長

職印

在外勤務等同行休業の失効（終了）について（副申）

下記のとおり在外勤務等同行休業について許可失効（終了）の届出がありましたので、職務の復帰の発令をされるよう副申します。

代替職員 の 措 置	
---------------	--

記

在外勤務等同行休業について、許可失効事由（終了事由）が生じたので、届け出ます。 年 月 日					
職 名		課程	全・定・通	本・分校の別	本・分
氏 名 職員コード	印	性別	男・女	年齢	歳
休業許可期間	年 月 日から		年 月 日まで		
許可失効（終了）事由発生日	年 月 日				
許可失効（終了）事由					

第22号様式 (第14条関係)

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校長

職印

職務専念義務免除承認願 (研修)

下記のとおり職務専念義務免除承認願がありましたので承認くださるよう副申します。

所属長 所 見	
------------	--

記

新潟県立学校職員服務規程第14条第1項の規定により職務専念義務免除承認を願います。			
所属名		職名・氏名	印
研修の名称			
研修の期間			
研修の場所			
研修の内容			

注 記載事項は、適宜別紙としてもよいこと。

第23号様式 (第14条関係)

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校長

職印

職務専念義務免除承認願 (兼職)

下記のとおり職務専念義務免除承認願がありましたので承認くださるよう副申します。

- 1 兼職予定の事業体と当該機関との関係
- 2 兼職等に対する所見

記

新潟県立学校職員服務規程第14条第2項の規定により職務専念義務免除承認を願います。					
所属名		職名・氏名	⑩		
兼職しようとする事業体の名称及び所在地					
兼職しようとする事業体の業務内容					
従事する事務内容と責任					
従事する勤務時間		従事する期間		報酬の有無 その額	
職務専念義務免除を必要とする具体的理由					

兼職先(兼職者)一覧表

事業 体の 名称	所 在 地	業務内 容	従事す る事務 内容と 責任	従事す る勤務 時 間	従事期 間	報酬の 有無そ の額	兼職理 由	根拠法 令と条 文	職務専念 義務免除 を必要と する具体 的理由

注 同一人が複数の兼職をする場合に用いること。

所 属 職 名 氏 名	→以下、上記様式と同じ項目とする。
印	
印	
印	

注 複数人が同一団体を兼職する場合に用いること。

第24号様式（第16条関係）

年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校

(職・氏名) 印

専 従 休 職 許 可 願

下記により職員団体の業務に専ら従事したいので、新潟県立学校職員服務規程第16条の規定により、許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 専従希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

- 2 専従する団体名

- 3 就こうとする役職名

- 4 常勤場所

第25号様式（第16条関係）

年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校

職・氏名 印

復 職 願

私は、 年 月 日から 組合の業務に専ら従事してききましたが、このたび復職したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

1 復職希望年月日 年 月 日

2 復職の理由

第26号様式 (第17条関係)

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校長

職印

営 利 企 業 等 従 事 許 可 願

下記のとおり営利企業等従事許可願がありましたので許可くださるよう副申します。

従事（兼業）に対する所見	
--------------	--

記

新潟県立学校職員服務規程第17条の規定により営利企業等従事許可を願います。					
所属名		職 名・氏 名			印
従事しようとする企業等の名称及び所在地					
従事しようとする企業等の業務内容					
従事する業務内容と責任					
従事する勤務時間		従事する期間		報酬の有無	
従事する理由					

第27号様式 (第18条関係)

所 属 名	
所属コード	

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県立 学校長

職印

教育職員の兼職 (兼務) 又は教育に関する他の事業・事務従事について (副申)

下記のとおり教職員から (□兼職 (兼務) 願、□教育に関する他の事業・事務従事願) がありましたので、新潟県立学校職員服務規程第18条の規定により、次のとおり副申します。

校 長	
所 見	

記

私は、下記のように (□兼職 (兼務)、□教育に関する他の事業・事務に従事) したいので、新潟県立学校職員服務規程第18条の規定により、承認をお願いします。					
年 月 日					
職 名		課 程	全・定・通	本・分校の別	本校・分校
氏 名	印	性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
職員コード					
兼職(兼務)名、従事事業・事務名及びその職務 内容	勤務時間 時 分～ 時 分まで				
期 間	年 月 日から		年 月 日まで		
給与の支給の有無及び額	1 報酬	2 謝金	3 旅費	4 無し	額 円
そ の 他					

添付書類 兼職 (兼務) 先関係機関、従事しようとする事業先等からの依頼書

- 備考 1 公立学校の常勤の職員が、県の設置する他の教育機関の職を兼ねようとする場合、国又は他の地方公共団体の設置する教育機関又は公立学校の職を兼ね若しくは事務に従事しようとする場合、及び自ら教育に関する事業を行う場合に、この願を提出すること。
 2 県立学校の常勤の職員が、教育に関する他の事業又は事務に従事しようとする場合に、この願を提出すること。
 3 職務内容には、勤務時間を含めて記入すること。
 4 期間については、できるだけ具体的に記載すること。
 5 給与については、該当する記号に○を付けること。複数に○を付けてもよい。
 6 保険対応の有無については、その他に記入すること。
 7 兼職する時間が勤務時間内の場合、旅費以外の手当てが支給されない場合に限り許可することとしているので、注意すること。